

維持管理状況の記録（令和8年6月）

測定に関する事項							処分した廃棄物に関する事項	
項目 日付	1号炉			2号炉			廃棄物の種類	
	燃焼ガス温度	集じん器入口温度	排ガスCO濃度	燃焼ガス温度	集じん器入口温度	排ガスCO濃度	一般廃棄物	
							1号炉焼却量 (t)	
							2号炉焼却量 (t)	
							焼却量合計 (t)	
							冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去に関する事項	
1	975	155	3	-	-	-	冷却設備(ボイラ)	
2	969	155	3	-	-	-	1号炉 2号炉	ボイラに付着したばいじんの除去(スートブロワ)は、稼働中毎日実施
3	933	155	2	-	-	-		
4	953	155	3	-	-	-		
5	961	155	3	-	-	-		
6	948	155	3	-	-	-		
7	949	155	2	-	-	-		
8	948	155	3	-	-	-		
9	967	155	4	-	-	-		
10	960	155	3	-	-	-	排ガス処理設備 (バグフィルタ)	
11	953	155	3	-	-	-	1号炉 2号炉	バグフィルタに付着したばいじんの除去 (ダスト払い出し) は、稼働中毎日実施
12	962	155	3	-	-	-		
13	961	155	4	-	-	-		
14	942	155	3	-	-	-		
15	955	155	3	-	-	-		
16	954	155	3	-	-	-		
17	960	155	2	-	-	-	1号炉 2号炉	26日～30日 オーバーホールのため休止 1日～30日 大規模改修工事のため休止
18	958	155	2	-	-	-		
19	989	155	3	-	-	-		
20	951	155	2	-	-	-		
21	946	155	3	-	-	-		
22	947	155	3	-	-	-		
23	962	155	2	-	-	-		
24	980	155	2	-	-	-		
25	978	155	3	-	-	-		
26	*	*	*	-	-	-		
27	*	*	*	-	-	-		
28	-	-	-	-	-	-		
29	-	-	-	-	-	-		
30	-	-	-	-	-	-		

※測定位置については、別紙「[維持管理状況の記録]データ測定位置」を参照願います。

- （参考）一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に以下のとおり定められています。
- 燃焼室中の燃焼ガスの温度（燃焼ガス温度）を800℃以上に保つこと。
 - 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器入口温度）をおおむね200℃以下に冷却すること。
 - 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素（CO）の濃度（排ガスCO濃度）が100ppm以下となるようにごみを焼却すること。